

佛教學研究 第77・78合併号 抜刷  
令和4年3月10日 発行

『顯宗論』の影像実有論証における  
本頌改変の意図

青原令知

# 『顯宗論』の影像実有論証における 本頌改変の意図

青 原 令 知

## はじめに

筆者はかつて、若原雄昭先生が主幹を務めておられた、仏教梵文写本を扱った共同研究に参画し、その一環として『俱舍論』関係の梵文写本を調査・収集する事業においてその成果の一部を公表させて頂いた（若原等 2003）。それは主として『俱舍論』本頌の写本を取り扱った小論であったが、思えばこれをきっかけに筆者は本頌に着目するようになったことである。いまだ十分に成果を示せていないのは心苦しいが、かろうじて本稿はその延長上にある。学生時代からひと方ならぬ学恩を賜わった、若原先輩のご退任に際してせめてもの贖となれば幸いである。

周知のように、説一切有部の学匠、衆賢 (Samghabhadra) の著した『阿毘達磨順正理論』(以下『順正理論』)と『阿毘達磨藏顯宗論』(以下『顯宗論』)の二書(いずれも玄奘訳のみ現存)は、世親 (Vasubandhu) の『阿毘達磨俱舍論 (Abhidharmakośabhāṣya)』(以下『俱舍論』)の批判的注釈書として知られ、概して前者が徹底した世親批判を展開するのに対して、後者は煩瑣な議論は省略し、カシミール有部の正統説を記述することを主眼としている。

これら衆賢の二論書は『俱舍論』と同様に、韻文の「本頌」(kārikā)と本頌に解説を施した散文の「長行」(自註 bhāṣya)から成り立っている。しかし『順正理論』の用いる本頌はほぼ『俱舍論』のそれを踏襲しているのに

対して、『顕宗論』の本頌には一部改変したものが含まれる。筆者は青原2020において、これらの改変本頌を網羅的に検討して衆賢の意図を探った。そこで判明したのは、『顕宗論』の29箇所<sup>(1)</sup>に及ぶ本頌改変は、世親の誤りを糾して正統説にもとづいた本頌に改変する批判的側面がありながら、多くの事例に極力オリジナルを尊重して改変を最小限に抑える基本姿勢も見られたことである。その中であって2例すなわちIII-11～12とIV-2～3において<sup>(2)</sup>は、本頌自体が異説批判的内容を伴う大幅な改変と増広が見られ、その長行においても『順正理論』に劣らない厳しい世親批判が展開している。前者は中有の実有について、後者は身表業の実有に関する議論である。いずれも本頌そのものが異説を厳しく弾劾する内容に仕立て上げられ、改変本頌の中でも突出して異例なものとなっている<sup>(2)</sup>。

上述の拙稿ではこれら二例の詳細な議論には触れることができなかった。本稿は、そのうちIII-11～12の中有実有論の議論を取り上げ、『顕宗論』の本頌改変の意図を明かすことを目的とする<sup>(3)</sup>。後述のようにこの箇所においては影像の喩例の妥当性を巡る議論に多くの部分が費やされているが、『順正理論』における影像論について筆者は、すでに青原2021において解明を試みた。『顕宗論』の議論の大部分はこの『順正理論』の所説にもとづきながらも、一部その構成を変えて論じており、それが改変本頌にも反映している。以下の論考では、拙稿の成果を参照しながら改頌の真意に迫ってみたい。

## 1. 『俱舍論』本頌 (III-11～12) と『顕宗論』の改変本頌

『俱舍論』第3章世間品第11～12頌は、中有 (antarābhava) の実有論証を示す本頌であるが、そのうち理証の中にさらに中有否定論者による影像 (pratibimba) の喩例が不成立であることが論証されるという二重構造となっている。世親は影像喩不成立の証因の一つに、影像そのものが不成立、すなわち非実有であることを挙げる。それに対して影像実有の立場に立つ衆賢は、『順正理論』の当該箇所の長行において、大正大藏經にして4ページにも及

ぶ議論を展開して世親の所説を退け、影像が実有だからこそ中有非実有の喩例として成立しないことを論証する。一方の『顕宗論』では『順正理論』の議論を踏まえて、本頌そのものを自説に見合うように改変している。その改変は単なる言葉の是正にとどまらず、2頌を5頌に増広して批判色の濃い内容に仕立て上げている。

まず、当該本頌を比較してみよう。衆賢論書は玄奘訳のみであることを鑑みて、『俱舍論』は参考のため梵文を添えるが、煩瑣を避けるため玄奘訳以外の諸訳は注に示す。<sup>(4)</sup>なお『順正理論』の本頌は全て『俱舍論』と同文である（下線・ゴチックは筆者）。

AKK:35-38; AKBh:120.15-122.8

vrihisantānasādharṃyād avicchinnabhavodbhavaḥ |  
pratibimbam asiddhatvād asāmyāc cānidarśanaṃ ||11||  
 sahaikatra dvayābhāvāt asantānād dvayodayāt |  
 kaṭhokteś cāsti gandharvāt pañcokter gatisūtrataḥ ||12||

[v.11] 穀物の相続に相似するから断絶した有は出現しない。

影像は成立しないから、また一致しないから喩例にならない。

[v.12] 同時に一箇所に二つは存在しないから、  
 相続でないから、二から発生するからである。

また〔中有が〕存在するのは〔七有を直接〕語った説により、ガンダルヴァ〔経〕により、五〔不還〕の説により、〔七善士〕趣経による。

『俱舍論』44b18-21 『順正理論』470a06-09

[v.11] 如穀等相續 處無間續生 像實有不成 不等故非譬

[v.12] 一處無二並 非相續二生 説有健達縛 及五七經故

[v.11] 穀物等が相続するように、〔死有から〕場所の间断なく〔中有が〕続生する。影像の実有は成立しない〔から〕、等しくないから喩例にならない。

[v.12] 一箇所に二つの〔色〕は併存しない〔から〕、〔自〕相続ではな

い〔から〕、〔本体と鏡面の〕二つから生じる〔からである〕。〔中有が〕あると説く〔経〕と健達縛〔経〕と五〔不還経〕七〔善士趣〕経による。

『顕宗論』834b21-c01

[v.11.1] 如穀等相續 處無間續生 我宗許像生 其中亦無間

[v.11.2] 不成故非譬 是一類所許 彼所説非理 能生餘像故

[v.11.3] 有相相應故 非恒可得故 能障餘色故 無分別境故

[v.11.4] 一處無二並 由謂如是得 非光二像生 不等故非譬

[v.12] 從一生多故 非相續二生 聖説健達縛 及五七経故

[v.11.1] 穀物等が相続するように、〔死有から〕場所の間断なく〔中有が〕続生する。わが宗義では影像が生起し、その中間にも間断がないと認める。

[v.11.2] 「〔影像が〕成立しないから喩例にならない」とある者たちは主張する。彼らの所説は不合理である。〔鏡等は本体とは〕別物の影像を生じるからである。

[v.11.3] (1) 存在の相と相応するから、(2) 常に認識されないから、(3) 他の色を妨げるから、(4) 無分別の対象だから〔影像は実有である〕。

[v.11.4] 「一箇所に二つの〔色〕が併存しない」と、そのように言えても認識されるからであり、光〔と影〕そのものではない〔から〕、二つの影像を生じる〔から〕。〔主題と〕一致しないから喩例にならない。

[v.11.4] 一つの〔本体〕から多くの〔影像〕を生じるから、〔自〕相続ではない〔から〕、〔本体と鏡面の〕二つから生じる〔からである〕。聖者が説く〔経〕と・健達縛〔経〕と五〔不還経〕七〔善士趣〕経による。

『顕宗論』のゴチック部分が増広された語句である。玄奘の訳文で見る限り、『俱舍論』の下線部「像實有不成」が増広され、残りの句は一部順序を入れ替えて配置していることが分かる。

議論の発端を確認しておく、先行する v.10 で四有の 1 つである中有 (antarābhava) が定義されたのに因み、「生有は死有とは全く断絶して起こる」と主張する他の部派 (有余部 nikāyāntarīya) からの中有批判があり、それに

応える形で中有実有の理証 (yukti) と教証 (āgama) としてこれらの本頌が提示される。これを衆賢は「応理論者」の主張とする。<sup>(5)</sup> そのうち理証は v.11 ~ 12ab、教証が v.12cd に相当する。『顯宗論』の本頌増広は理証に集中している。以下では理証のみに的を絞って考察する。なお、教証部分にも見られる部分的改変については論末に付論として言及した。

## 2. 長行における中有実有理証の梗概

上記の本頌の意味は長行による注釈を借りなければ明確には理解できない。ここでは、三書の理証部分の長行を梗概にして列挙する。

### 2.1. 『俱舍論』の梗概

[1] [v.11ab] 穀物喩による中有実有論証 (AKBh: 120.14-17/ 玄奘訳 44b22-25)

[2] 影像喩の検討

[2-0] 対論者の影像喩

[2-0-1] 影像喩による対論者の反証 (120.17-18/44b25-27)

[2-0-2] [v.11cd] 影像喩不成立の二因 (120.19-21/44b27-c01)

[2-1] 影像の不成立

[2-1-0] [v.12a] 影像の不成立 = 同所に二者は併存しない (120.21-22/44c01-02)

[2-1-1] (証因 1) 所依大種の相違 (120.21-24/44c02-03)

[2-1-2] (証因 2) 二者が見る影像の相違 120.24-26/44c03-06)

[2-1-3] (証因 3) 影と日光の相違 (120.26-121.1/44c06-08)

[2-1-4] (証因 4) 鏡と影像の遠近の相違 (121.2-4/44c08-10)

[2-1-5] 結語～和合力・法の功能の不可思議性 (121.4-6/44c10-12)

[2-2] [v.12b] 喩例と主題との不一致 (121.6-16/44c12-22)

[2-3] 結語～死有と断絶して生有は現行しない (121.16-17/44c22-23)

## 2.2. 『順正理論』の梗概

- [1] [v.11ab] 穀物喩による中有実有論証 (『順正理論』470a10-16)
- [2] 影像喩の検討
  - [2-0] 影像喩による対論者の反証 (470a16-18)
    - [2-1] 経主の解釈の検討
      - [2-1-0] 経主の解釈 (『俱舍論』の引用)
        - [2-1-0-1] [v.11cd] 影像喩が不当である二因 (470a18-b21)<sup>(6)</sup>
        - [2-1-0-2] [v.12a] 影像不成立の四種証因 (470a21-b02)<sup>(7)</sup>
        - [2-1-1] (証因1) 同所知覚の成立 (470b02-24)
          - [2-1-2] (証因2) 清妙色の縁の和合の相違 (470b24-c07)
          - [2-1-3] 大徳邏摩説 (経主第3・4証因を含む) 批判
            - [2-1-3-1] 大徳邏摩の主張～影像は所造色ではない (470c07-29)
            - [2-1-3-2] 衆賢の反論 (470c29-472a22)
            - [2-1-4] 経主の結語に対する衆賢の見解
              - [2-1-4-1] 和合する諸法機能により影像は実有 (472a22-b03)<sup>(8)</sup>
              - [2-1-4-2] 経主は諸法の無と中有非実有論を許してしまう (472b03-09)
              - [2-1-4-3] 影像実有論
                - [2-1-4-3-1] 対法者の影像実有論 (472b09-23)
                - [2-1-4-3-2] 影像実有の4根拠 (472b23-c10)
                - [2-1-4-3-3] 影像と他の存在法との共通性 (472c10-15)
                - [2-1-4-3-4] 影像の原因と縁起の道理
                  - [2-1-4-3-4-1] 影像には独自の同類因がある (472c16-22)
                  - [2-1-4-3-4-2] 日月珠の実例 (472c22-473a03)
                  - [2-1-4-3-4-3] 理解し難い縁起の道理 (473a03-12)
                  - [2-1-4-3-5] 異説 (影像は無でも所造色でもない) への反論 (473a12-14)
                  - [2-1-4-3-6] 結語～影像の実有は成立する (473a14)
  - [2-2] 実有を根拠とした影像喩の不成立論証
    - [2-2-1] 本体と影像の不断絶 (473a14-26)

- [2-2-2] 影像と死有・生有の相違
- [2-2-2-1] 影像は本体に従って滅する (473a26-29)
- [2-2-2-2] 影像は本体に相似する (473a29-b02)
- [2-2-2-3] 一本体から多影像が生じる (473b02-05)
- [2-2-2-4] [v12b] 本体と影像は同一相続でない (473b05-09)
- [2-2-2-5] [v12b"] 影像は二縁から生じる (473b09-15)
- [2-2-3] 色を離れて識が死・生相続する異説の検討 (473b15-c09)
- [2-2-4] 反響音の喩例への応用 (473c10-474a03)
- [3] 断絶論と穀物喩の再検討 (474a14-c23)
- [4] 中有実有説の補強 (474c23-475a25)

### 2.3. 『顕宗論』の梗概

- [1] [v.11.1ab] 穀物喩による中有実有論証 (『顕宗論』834c02-08) (= 順 [1])
- [2] 影像喩の検討
- [2-0] 影像喩による対論者の反証 (834c08-10) (= 順 [2-0])
- [2-1] [v.11.1cd] 宗義の確認～本体と影像の不断絶 (834c10-21) (= 順 [2-2-1])
- [2-2] 影像の実有論証
- [2-2-0] [v.11.2ab] 一類の異説～影像不成立により喩例は不当 (834c21-22)
- [2-2-1] [v.11.2cd] 不合理の指摘 (834c22-835a05) (= 順 [2-1-4-3-1])
- [2-2-2] [v.11.3] 影像実有の4根拠 (835a05-15) (= 順 [2-1-4-3-2])
- [2-3] 影像非存在の証因の検討
- [2-3-0] [v.11.4a] 経主等の影像不成立四種証因 (835a15-24) (= 順 [2-1-0-2]<sup>(9)</sup>)
- [2-3-1] [v.11.4b] (証因1) 同所知覚の成立 (835a24-b12) (= 順 [2-1-1] 抜粋要約)
- [2-3-2] (証因2) 清妙色の和合の相違 (835b12-18) (= 順 [2-1-2] 抜粋要約)
- [2-3-3] [v.11.4c] (証因3) 影像は影・光ではない (835b18-27) (= 順 [2-1-3] 抜粋)
- [2-3-4] [v.11.4c'] (証因4) 遠近は空界の配列 (835b27-c08) (= 順 [2-1-3] 抜粋)
- [2-3-5] 大徳喜慧 (暹摩) 批判 (= 順 [2-1-3] 抜粋要約)
- [2-3-5-1] 大徳喜慧の主張 (835c08-19)



- [2-3-5-2] 衆賢の反論 (835c19-836b03)
- [2-3-6] 経主の結語に対する衆賢の主張 (=順 [2-1-4])
- [2-3-6-1] 経主の結語 (法功能の不可思議) (836b03-05) (引用)<sup>(10)</sup>
- [2-3-6-2] 衆賢の主張～和合する諸法功能により影像は実有 (836b05-13)
- [2-4] 影像喩の不成立
- [2-4-0] [v.11.4d] 影像実有による喩例の不成立 (836b13)
- [2-4-1] 影像と死有・生有の相違 (=順 [2-2-2])
- [2-4-1-1] 影像は本体に従って滅する (836b13-15)
- [2-4-1-2] 影像は本体に相似する (836b15-17)
- [2-4-1-3] [v.12a] 一本体から多影像が生じる (836b17-20)
- [2-4-1-4] [v.12b] 本体と影像は同一相続でない (836b20-25)
- [2-4-1-5] [v.12b'] 影像は二縁から生じる (836b25-c01)
- [2-4-2] 色を離れて識が相続する説の検討 (836c01-13) (=順 [2-2-3] 要約)
- [2-4-3] 反響音の喩例への応用 (836c13-27) (=順 [2-2-4] 抜粋)
- [3] 断絶論の再検討 (836c27-837a11) (=順 [3] 抜粋要約)
- [4] 中有実有説の補強 (837a11-24) (=順 [4] 抜粋)

## 2.4. 『俱舍論』と『順正理論』の影像喩論の概要

上に掲げた梗概では、最初に [1] で中有実有の論拠として穀物の相続 (vīḥisantāna) の喩例が提示される。穀物が種から芽へ連続して途絶えないことに喩えて、死有・中有・生有は相続して断絶はないことを理証とするのである。これに対して [2-0] で中有否定論者が影像 (pratibimba) の喩例によって反論する。鏡などの影像が本体と断絶して現れることを死有と生有の断絶に喩えるのである。ここまでの立論の流れは世親と衆賢に大きな対立点はなく、また衆賢二論書も全く同文となっている。

続く [2] 影像喩の検証が最も議論が込み入った箇所であり、『顯宗論』の本頌改変・増広もこの部分に集中している。『顯宗論』本頌検討のため、『俱舍論』と『順正理論』の間の議論の論点だけを確認しておく。詳細はすべて

青原 2021 に譲る。

世親は影像喩が成立しない理由として、[2-1] 影像自体が成立しないこと (asiddhatva)、[2-2] 影像と主題が一致しない (asāmya) という二因を挙げ (=v.11cd)、さらに [2-1] の根拠を「一箇所に二者は同時に存在しない」と総説的に示し、それを4種の具体的な証因に分けて論じる (=v.12a)<sup>(11)</sup>。また [2-2] についても、影像は本体の相続ではない、また影像は本体と所依の二因から生じるという二点を挙げて、喩例として死有・生有の断絶には適応しないとする (=v.12b)。

この世親の影像喩解釈に対して『順正理論』は、[2-1] については長きにわたり経主 (世親)<sup>(12)</sup> への批判を繰り広げるが、[2-2] では経主批判は影を潜め、世親の解釈を取り込みながら粛々と影像喩の不適合を論じている。影像の実有を宗義とする衆賢にとっては、影像が非実有とする [2-1] は認めがたいから執拗に経主を批判したのであり、影像の実有を前提とした [2-2]<sup>(13)</sup> では、むしろ批判の矛先は経主ではなく影像喩を提示した中有否定論者に向けられている。

『順正理論』の [2-1] で展開する経主批判は、世親が示す影像不成立の4種の証因を、大徳暹摩 (Bhadanta-Rāma) の説にも言及しながらすべて斥けるものであるが、衆賢が最も問題視したのは、世親が『俱舍論』[2-1-5] で結語として述べた言葉<sup>(14)</sup>である。世親は、影像は非存在だが因縁の和合がそのように見させるとし、最後には諸法の内容は不可思議だとうそぶく。衆賢は、その言葉の矛盾を指摘して、むしろ内容の差異による因果関係によって影像の実有は証明されるとし、不可思議という主張は対論者の言い分にも当てはまると断ずる ([2-1-4-1] [2-1-4-2])。そこで改めて種々の角度から影像の実有論証を展開する ([2-1-4-3])。その中で、火や水を生じる日月珠のように縁起の道理は不可思議な側面があるが、影像はそれと同等ではないとして、影像に原因があることを証明して見せるのである。

以上の議論について、『俱舍論』はこの [2] の一連の議論を終えた直後に教証に移っているので実質的に中有の理証は [1] 殺物喩だけということに

なり、[2] の影像喩の議論はいわば傍論のように扱われている。しかし『順正理論』ではさらに [3] で穀物喩と断絶論を再検証し、[4] に問答を置いて理証を補強している。『顕宗論』も基本的にそれらを抜粋して流用する形で論を進めている。衆賢は影像喩を実有の立場から否定して断滅論を排除することを、穀物喩の理証を強化する手段と捉えており、世親との立場の相違が表われている。

### 3. 『顕宗論』改変本頌の検討

ここでは『顕宗論』の改変本頌と長行での議論を順次詳細に検証していく。上述の梗概中で「=順」等と記したのは『順正理論』梗概の対応箇所である。完全一致でない場合は「要約」「抜粋」などと記してある。梗概を細かく見れば明らかなように、『顕宗論』各項の記述そのものは大部分が『順正理論』のそれと一致、あるいは抜粋・要約であり、『顕宗論』独自の主張はほとんどない。ただ、論の構成の仕方が一部変更されていることが大きな相違である。すなわち『順正理論』の議論は基本的に『俱舍論』の記述に沿って批判を加える構成を取るのに対して、『顕宗論』では一部順序を入れ替えて構成を整えている。その論議次第は改変本頌の内容に即応し、しかも順序が入れ替わった箇所に本頌の増広部分 (v.11.1cd-11.3) が集中している。衆賢の改頌意図もそこにあるように思われる。以下、順を追って本頌を検討する。

#### 3.1. 宗義の確認～本体と影像は断絶しない

(v.11.1) 如穀等相續 處無間續生 我宗許像生 其中亦無間

穀物等が相続するように、〔死有から〕場所の間断なく〔中有が〕続生する。わが宗義では影像が生起し、その中間にも間断がないと認める<sup>(15)</sup>。

上述のように『顕宗論』梗概の [1] 穀物喩による中有実有論証と [2-0] 影像喩による対論者の反証は、『順正理論』と全く同文となっている。[1] を要約する本頌 v.11.1ab も『順正理論』および『俱舍論』と変わりはない<sup>(14)</sup>。

本頌の改変・増広はその直後 v.11.cd から始まる。この改変を長行から読み解いていこう。

[2-0] において中有否定論者が影像の喩例を提示して死有・中有の断絶を主張したのを承けて、『順正理論』ではその直後に経主の説を引いて批判に転ずるが、『顯宗論』の長行ではこれとは異なる展開を示す。[2-1] において次のように言う。

私は〔影像の〕本体と〔鏡等の〕所依の中間に事物が連続して断絶なくあって影像が生じるから、その中間にも間断はないと認める。つまり月や顔等の大種は常に法爾として清妙な大種を生じて間断なく遍く至り、現に所依のある場所すべてに対応して本体に似た影像の色を生じる。所依の〔鏡等〕がもし綺麗なら影像は明らかで知りやすい。所依がもし汚ければ影像は隠れて了知しがたい。〔本体と鏡の〕二つの中間に影像の色があっても、清妙だから〔顕現せず〕所依の場所にあって〔初めて〕顕現する。日光等のように。また遍く生じて壁等の所依の場所にあれば顕現して見るができる。… (中略)〔だから〕中有を否定するための喩例として引くことはできない。<sup>(17)</sup>

これは『順正理論』[2-2-1]に相当する文を流用したものであり、前との連結のために冒頭を一部書き換えただけで<sup>(18)</sup>、残りは全文一致する。青原2021:24-25で論じたように、『順正理論』のこの箇所では、影像と本体の間に清妙な色の<sup>(18)</sup>大種が生じて断絶がないとして、死有・生有の断絶の喩例として成り立たないことを述べている。この中の「清妙な色」とは、他の箇所にも何度か登場し、衆賢が影像の色の特殊性を説明するために導入した概念である。他の色と干渉することなく鏡等の色に隣接して存在して異なる影像を知覚させ、さらに本体と影像の間の空間にも清妙な大種が相続して影像を生じるというものであり、衆賢の影像実有説の核ともなっている。

上の引用文が『順正理論』に登場する[2-2-1]は、世親が影像喩が成立しない根拠としてあげる「影像の不成立」と「喩例の不一致」のうち前者を論破した後に、実有の立場から影像が喩例として成立しないことを論証する

場面である。それまでの影像実有論証の帰結として清妙な色を応用しながら、影像と本体は断絶なく相続していることを論じて、影像が死有・生有の断絶の喩例になりえないことを確認しているのである。影像実有の結論を喩例不成立の導入とした形になっている。

この記述を『顕宗論』ではすべての議論の冒頭に配置している。したがって対論相手は世親ではなく他部派（余部）の中有否定論者である。しかもそこに「我」という一人称を添えて、自宗の立場であることを明示している。いわば『順正理論』で導かれた結論を先取りし、自派である正統有部の立場では影像は実有であること、それゆえ影像喩が断絶論には不適切であることをまず最初に確認して、他部派との対立点を明確にした上で議論を開始しているのである。本頌 v.11.1cd は、そこまでの議論を要約したものになる。

### 3.2. 影像非実有による喩例の不成立を説く異説は不合理

(v.11.2) 不成故非譬 是一類所許 彼所説非理 能生餘像故

「〔影像が〕成立しないから喩例にならない」とある者たちは主張する。

彼らの所説は不合理である。〔鏡等は本体とは〕別物の影像を生じるからである。

『顕宗論』長行の先の引用部分 [2-1] に続く [2-2-0] ～ [2-2-1] は次のようにある。

経主等のある諸師方（一類諸師）は「影像が成立しないから喩例ではない」と認めるが、彼らの説は不合理である。影像は成立しないのではない。別の〔鏡等〕に現われる〔影像〕に対しても同様の影像を生じるからである。すなわちこの影像の元の本体と所依の〔鏡等の影像が現われる〕<sup>(19)</sup> ように。（下線筆者）

一見して本頌 v.11.2 の内容を示すことは明らかである。これは『順正理論』の [2-1-4-3-1] の流用である。先の v.11.1cd 該当箇所より前の議論になる。そこでは下線を付した導入部分が異なっている。『順正理論』では以下のようにある。

だからアビダルマ論師（対法者）は総じてこのように言う。「鏡等の中に〔鏡等の本体とは〕別に、大種所造〔色〕の特殊な和合を本質とする影像の色がある。別の〔鏡等〕に現われる〔影像〕に対しても同様な影像を生じるからである。すなわちこの影像の元の本体と所依の〔鏡等の影像が現われる〕ように」<sup>(20)</sup>と。（下線筆者）

『順正理論』のこの場面は、上述の世親の「不可思議」発言を非難して影像の実有論証に転じた箇所である。世親が影像の実有を否定しながらも諸法の機能は不可思議だとして根拠を曖昧にしたのに対して、衆賢はまずアビダルマ論師（対法者）の説を引いて影像色の実有を論証しようとする。上記引用の後、衆賢はさらにこれに解説を加えている。その解説部分もそのまま『顯宗論』に流用されるが、それによると、鏡に映る影像の元の本体が実有であるように、二つの鏡に相互の影像が生じるときでも、一方の鏡の影像は他方の鏡の影像にとって本体となるので、その影像は実有であることが証明され<sup>(21)</sup>という。

この『順正理論』の所説を『顯宗論』は「影像が成立しないから喩例ではない」と主張する異論者たちへの反論として流用している。ここで経主が「一類諸師」の代表とされているが、ここではまだ具体的な経主批判には至っておらず、むしろ一般化しているようである。<sup>(22)</sup>直前に影像実有を表明した自派の立場からは、彼らの主張は全く容認しがたい。その反論としてアビダルマ論師公認の定説をまず掲げることにより、「我宗」と「一類諸師」の対比において問題点を確認しようとする意図が見てとれる。

### 3.3. 影像実有の根拠

(v.11.3) 有相相應故 非恒可得故 能障餘色故 無分別境故

(1) 存在の相と相応するから、(2) 常に認識されるのではないから、(3) 他の色を妨げるから、(4) 無分別の対象だから〔影像は実有である〕。

続く『顯宗論』の長行 [2-2-2] においても『順正理論』の上記に連続する [2-1-4-4] の所説をここに配当する。なぜ影像が実有であると知られるの

かという問いに対して、影像実有の根拠が四種挙げられる。(1) 影像は実有の相を越えない、(2) 存在する時に認識される、(3) 他の色の生起を妨げる、(4) 無分別の識の所縁だから、という四種<sup>(23)</sup>である。これらは本頌 v.11.3 の内容にすべて当てはまる。ただし『順正理論』では (3) (4) が逆になっている。

衆賢はこれらの実有根拠を挙げた後、

もし法が以上のような相を具えるなら、その法の実有が成立すると知るべきである。それは影像にも該当するから、〔影像は〕実有であると知られる<sup>(24)</sup>。

と述べる。そのことから明らかなように、この4種の実有根拠は影像独自の特質ではなく一般的な諸法の実有を定義したものであり、影像がその定義に逸脱しないことを述べたにすぎない（青原 2021: 21-22 参照）。この説き方も上述から連なる自説の確認作業の一環であろう。衆賢自身の存在概念を導入することにより影像実有の妥当性を確認して、後続の具体的な経主批判を強固なものにしようとする意図がはたらいっているのである。煩瑣に見える『順正理論』の議論も、この『顕宗論』の構成を想定して記述したのなら、極めて周到に布石を打っているといえよう。

### 3.4. 影像非存在の証因の検討～経主批判

(v.11.4abc) 一處無二並 由謂如是得 非光二像生

「一箇所に二つの〔色〕は併存しない」と、そのように言えても認識されるからであり、光〔と影〕そのものではない〔から〕、二つの影像を生じる〔からである〕。

『顕宗論』長行 [2-3] では初めて具体的な経主への批判が展開する。まず「経主等は影像が非存在である証因<sup>(25)</sup>を立てる」として『俱舍論』[2-1-1] ～ [2-1-4] すなわち4種の証因の相当箇所を全文引用し、これらに逐一反論する ([2-3-1] ～ [2-3-4])。その後、大徳喜慧（邏摩）批判 ([2-3-5])、経主の結語批判 ([2-3-6]) と展開する流れは『順正理論』[2-1] に準じ、すべてその抜粋と要約で成り立っている。ただ異なるのは、上記に先取りした記述

(『順正理論』[2-1-4-3-1] [2-1-4-3-2]) が除かれていること、さらに『順正理論』では四種証因うち第3・第4証因は大徳邏摩批判の中に併せて説くものに対して、『顕宗論』はこれらを別に抽出して四種証因をまとめて批判する形に整えていることである。

この一連の議論に対応する本頌が上記の v.11.4abc と見なされるが、少々難解で解釈が必要である。まず a 句の「一處無二並」は『俱舍論』v.12a と同文<sup>(26)</sup>であるので世親の主張を引いた形になる。「一箇所に二つは併存しないから」という影像不成立の総説的証因である。したがって続く bc 句はこれに対する反論でなければならない。「由謂如是得 非光二像生」は一見しただけでは理解が困難であるが、長行の [2-3-1] [2-3-4] の導入部分にその一部と類似する語句が見られる。

[2-3-1] 今觀彼因不能遺像。由謂如是而可得故。<sup>(27)</sup>

ここで、彼の論拠では影像を否定することができないように見える。そのように言えたとしても〔影像は現に〕認識されるからである。

[2-3-4] 又言「鏡像近遠別見故知諸像理實無」者亦非證因。二像生故。<sup>(28)</sup>

また「鏡と影像が近くと遠くに別に見えるから、諸影像は道理として実体がない」と言われたことも証因にならない。二つの影像が生じるからである。(いずれも下線筆者)

それぞれ長行中の第1証因と第4証因への反論部分にあり、いずれも『順正理論』の所説を流用しながらも、この箇所は文言を変えた導入の仕方になっている。<sup>(29)</sup>この中の下線部がおそらくそれぞれ本頌の「由謂如是得」「二像生」に読み込まれていると思われる。

このうち前者の文は、『俱舍論』の四種証因の引用直後にみられるので、第1証因だけでなく全体的な導入の言でもある。第1証因は「異なる大種に依存しているから二色が同じ場所に併存することはできない」というものである。それに対して衆賢は、壁に当たる日光の例を引き合いに、所依の大種の相違があったとしても影像が「現に認識されている」ことがまず影像実有の証左となるとする。そうして、有対の二色が同じ場所に併存する不合理の



指摘に対して上述の「清妙な色」を導入し、影像の色は鏡等の色と極めて隣接し、その清妙性が同じ場所という増上慢を引き起こすという。さらに続く第2証因の「二人の観測者から同じ水面上に異なる影像が見られる不合理」についても衆賢は、影像の清妙な色が相互に干渉することなく混在し、観測場所等の条件の相違によって異なる影像色が認識されると説明する（青原 2021:12-15 参照）。

『顯宗論』長行の所説は、『順正理論』で詳細に説かれた上述の理論を適度に要約して提示したものとなっている。『顯宗論』では清妙色はすでに議論の冒頭 [2-1] に登場しているので、ここでの論証が円滑になされる仕組みになっている。本頌 v.11.4b 「由謂如是得」はそのような第1・第2証因の議論を要約したものと解釈しうる。すなわち影像は通常の色とは異なり、清妙色の作用によって認識可能となると言わんとするのである。

次に [2-3-4] に見える「二像生故」は明らかに本頌 v.11.4c の「二像生」と一致する。これは第4証因で「鏡に映る月の影像と鏡面とに遠近の差が生じる不合理」<sup>(36)</sup>の指摘に答えたものであるが、「二像が生じる」とは、空界と月の影像を示している。衆賢によれば、月までの距離感を生むのは、月の周辺の空間を構成する空界の色と月の色の配列によるのであり、これが鏡に映るとき、空界と月の影像の色が鏡面との遠近の差を知覚せしめるとする（青原 2021: 17-18 参照）。この部分が本頌 v.11.4c に「二像生」と読み込まれたと判ぜられる。

そうなると本頌では v.11.4c の前半「非光」<sup>(37)</sup>が残る。順序から判断して、この2文字だけで第3証因への反論部分 [2-3-3] を指示すると見るのが妥当であろう。そこで長行の当該箇所を見ると、次のようにある。

[2-3-3] 〔經主は〕「影と日光はいまだかつて場所が同じであったことはない。しかし鏡を影の中に立てかけて置くと日光の影像が明瞭に鏡面に現われるのを見ることがある」と言うが、これも理に合わない。認められないからである。すなわち二つの鏡を影と日光の中に立て掛けて置いて現われる二つの影像は、実体としての日光と影ではない（非實光影）。

色のようにそれに触れることはできないからである。…<sup>(32)</sup>（下線筆者）

影の中に置かれた鏡に日光が映るとき、影（chayā）と日光（āṭapa）は相反する色法（顕色）に数え上げられるので、それが同じ場所に共存するのは不合理だというのが世親の主張であるが、衆賢は鏡中の光と影の影像は、本体の光と影の色とは実体が異なるとする。有情の影像の実体が有情そのものではないようなものである。したがって共存可能であるとする（青原 2021: 17 参照）。ここでは上記の引用文にある「非實光影」とある記述を本頌で「非光」と要約したものと解釈しておきたい。少々強引ではあるが、前後の文脈の中で該当するような記述は他に見られないので、妥当ではなかろうか。

以上のように、v.11.4abc は経主批判を示す本頌であり、『順正理論』が大徳遷摩批判を織り交ぜながら論じたのに対して、経主への反論を集約して構成を変えているのが大きな特徴である。その他の『順正理論』に準じた論議は本頌には読み込まれないので、経主の異説の是正を主目的としているようである。それまでに自派の立場は確認済みであり、その批判意図がより明確に表明されているといえよう。

### 3.5. 影像喩の不成立

(v.11.4d-12ab) 不等故非譬 從一生多故 非相續二生

〔主題と〕一致しないから喩例にならない。一つの〔本体〕から多くの〔影像〕を生じるから、〔自〕相續ではない〔から〕、〔本体と鏡面の〕二つから生じる〔からである〕。

続く本頌は、長行では [2-4] の影像喩不成立を論証する部分に対応する。3 句の本頌のうち「不等故非譬」と「非相續二生」は、それぞれ『俱舍論』本頌玄奘訳の v.11d と v.12b に訳文が一致している。<sup>(33)</sup>『顕宗論』は文脈が異なるので原文が同じとは限らないが、おそらく意味は共通しているであろう。挟まれた v.12a のみが改変された形になっている。

上述のように、『順正理論』[2-2] では影像喩の不成立は影像実有を根拠として論じられ、その中では経主に対する明確な批判はなされていない。『顕

宗論』[2-4]も『順正理論』をほぼ踏襲している。その中で衆賢は、次の5点<sup>(34)</sup>を喩例不適合の理由として列挙する。

- (1) 本体が失われると影像も失われる点が死・生の場合に一致しない。
- (2) 影像は本体に類似して生じるが生有は死有と類似しない。
- (3) 一本体から多くの影像が生じるが一死有から多数の生有は生じない。
- (4) 本体と影像は同時に生じるので同一相続ではない。
- (5) 影像は本体と鏡等の二縁によって生じるが生有はそうではない。

このうち(3) = v.12a「従一生多故」(4) = v.12c「非相續」(5) = v.12c「二生」と本頌に要約されたと判ぜられる。(4)(5)は『俱舍論』と共通する証因<sup>(35)</sup>である。つまり『俱舍論』の二因に(1)(2)(3)を追加して五因とし、本頌には(3)(4)(5)を代表して読み込んだ形に仕上げているのである。

その後の『顯宗論』長行の[2-4-2]から[4]までは、影像喩の議論を離れ、『順正理論』に沿ってその所説を抜粋・要約しつつ、断絶論を排斥し、中有実有説を補強している(青原2021:24-25参照)。この間の議論は本頌には全く読み込まれていない。『顯宗論』の本頌改変・増広部分は、もっぱら影像喩に関する異説の排除と是正に集中しているのである。

### おわりに～衆賢の本頌改変の意図

以上検討したことをまとめて結論に代えたい。

影像喩に関する『顯宗論』の増広改変した本頌は、長行の議論に照らし合わせて、次のような構造をもつことが明らかになる。

1. 穀物相続の喩例により死有と生有の中間に断滅がないことを説き、中有実有の理証とする。(v.11.1ab)
2. 他部派(中有否定論者)が死有・生有の断滅の喩例として影像を用いて反論したのに対して、影像が本体との断滅なく生じることを論じ、それを根拠に影像喩は成立しないことを、自派の宗義として確認する。(v.11.1cd)
3. 異論者は影像喩不成立の根拠を「影像の不成立(非実有)」とするが、

アビダルマ論師の定説によりその不合理を断ずる。(v.11.2)

4. 影像が実有であることを、法の実有相に照らして論証する。(v.11.3)
5. 経主らが示す影像非実有の証因をすべて論破する。(v.11.4abc)
6. 影像実有を根拠に喩例が成立しないことを論証する。(v.11.4c-12ab)

これらを論ずる『顕宗論』長行の解説はすべて『順正理論』の記述を流用したものであるが、『順正理論』が『俱舍論』の議論の流れに沿って順次に経主等の異説を批判しつつ自説を展開しているのに対して、『顕宗論』はその所説を並べ替えて、『順正理論』が導き出した結論とその論拠の部分を議論の冒頭に配置する。そうして影像実有という毘婆沙師の宗義をまず最初に確認しつつ、中有否定論者の影像喩の不適合性を指摘し、一類諸師の影像非実有論を排除している。本頌増広の大部分(v.11.1cd～11.3)はそこまでの議論に費やされている。その上で経主等の異説を批判し、改めて影像実有を根拠に喩例の不成立を論証する。そのように議論を組み立て直すことによって、対論者との対立点を明確にし、かつ予め実有論証を済ませることで経主世親への反論を理路整然とさせている。

『顕宗論』の他の改頌例が主として有部の宗義に抵触する語句を是正して異説を排除した改変であるのに対して、この本頌における大幅な増広改変はあえて異説を本頌に読み込み、本頌の中で是正するという異例な改変である。それは世親が無言のうちに本頌に異説を混入させたことに対して、毘婆沙師からの回答として投げかけた衆賢の痛烈なメッセージのように見える。

### 付論：教証の本頌改変

本編で論じなかった『顕宗論』の本頌 v.12cd 「聖説健達縛 及五七經故」は中有実有の教証に相当し本稿のテーマから逸れるが、看過しえない問題があるので簡単に言及しておく。この本頌の冒頭句は『俱舍論』および『順正理論』の「説有」が「聖説」と置き換えられている。僅かな相違でもあり、また衆賢は二論ともこれについては沈黙しているので、単なる玄奘訳のヴァ

リアントとも考えられる。しかし根拠には乏しいが次のような衆賢による意図的な改変の可能性も指摘しうる。

まず世親が『俱舍論』長行で中有の四教証を挙げる論法は、最初に提示する『七有経』『健達縛経』がいずれも対論者に伝承されない場合を想定して『五不還経』を示し、さらに異釈を是正するため最終的に『七善士趣経』を根拠とする、という論調になっている (AKBh: 121.18-123.17)。しかし『順正理論』では前二経は「中有を説く經典」、後二経は「中有が無でないことを証する經典」と区別して示され、その扱いが異なる<sup>(36)</sup>。そして前者の議論においては、經典の不伝承によっては中有の無は証明されないと<sup>(37)</sup>して、別の傍証經典も示しながら異説を排除して教証を強固なものとしていく。このことから、經典の部派による伝承の相違について世親と衆賢では見解を異にしているのが分かる。

一方『顕宗論』は、「乘茲立破如順正理」(837b12-13)として詳しい議論は『順正理論』に譲ってほぼ省略し、四教証を列挙しその根拠を示すにとどめている (837a24-b12)。つまり四経をすべて同列に扱っているのである。その中であって議論らしい記述が一箇所だけある。

もし「そこに『中』と呼ばれる天がある」というなら、全く道理に合わない。聖教の言葉(聖言)がないからである。すなわち他の部派にも「中天がある」と説く經典はなく、自らの主張だけに頼っている<sup>(38)</sup>のである。

中般涅槃を説く『五不還経』を提示した後に言及されたものであるが、これも『順正理論』からの流用であり、衆賢の經典不伝承に対する見解が反映されている。下線部に「聖言」と表現される語句が本頌の「聖説」に繋がる<sup>(39)</sup>ことも考えられよう。

本頌の「説有」に対応する原語 *kanthokteh* (Tib: *ngur nas gsungs phyir*) という少々難解な語句 (*kantha* = 喉の意) は、『俱舍論』の文脈からすると「中有自体が直接説かれた経説」を意味し、中有の語の用例である『七有経』を意図することになる<sup>(40)</sup>。しかし衆賢はこの *kanthokti* という表現に「口承された説」というニュアンスを感じ、それを用いた世親への不信感 (*kila* の語に

も共通する) を読み取ったのではなからうか。それを排除して、これらの教証はまぎれもなき「聖説」すなわちブツダの所説であることを暗に主張したのが『顕宗論』の本頌改変ということである。少々の外れかもしれないが、微妙な語句の変更にも何らかの衆賢の意図があるはずであろう。<sup>(42)</sup>

参考文献・略号等

《一次資料》

- AKBh *Abhidharama-kośabhāṣya of Vasubandhu*, ed. by P.Prādhān, Tibetan Sanskrit Works Series vol.VIII, K.P.Jayaswal Research Institute, Patna 1967.
- AKBh-T *Chos mngon pa'i mdzod kyi bshad pa (Abhidharmakośabhāṣya)*, D.No.4090: ku26b1-khu95a7, P:5591; gu27b6-ngu109a8.
- AKK "The Text of the Abhidharmakośakārikā of Vasubandhu" by V.V. Gokhale, *The Journal of the Bombay Branch* vol.22, Royal Asiatic Society, 1946, pp.73-103.
- AKK-T *Chos mngon pa'i mdzod kyi thig le'ur byas pa (Abhidharmakośakārikā)*, D.No.4089: ku1b1-25a7, P:5590; gu1b-27b6.
- LA *Chos mngon pa'i mdzod kyi 'grel bshad mshan nyid kyi rjes su 'brang ba zhes bya ba (Abhidharmakośaṭīkā Lakṣaṇānusāriṇī nāma)*, D.No.4093: cu1b1-chu322a7, P.No.5594: ju1b1-nyu391a7.
- SA *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā, the Work of Yaśomitra*, ed. by Unrai Wogihara, 1936(rep.1989) Tokyo.
- TA *Chos mngon pa mdzod kyi bshad pa'i rgya cher 'grel pa dod gyi de kho na nyid ces bya ba (Abhidharmakośabhāṣyaṭīkā Tattvārthā nāma)*, D.No.4421: tho1b1-do387a7, P.No.5875: to1b1-tho565a8.
- 【俱舍論】 世親造玄奘譯『阿毘達磨俱舍論』三十卷 (T1558.vol.29: 1a1-159b15)
- 【俱舍釈論】 婆藪盤豆造真諦譯『阿毘達磨俱舍釋論』二十二卷 (T1559.vol.29: 161a01-310c18)
- 【顯宗論】 衆賢造玄奘譯『阿毘達磨藏顯宗論』四十卷 (T1563.vol.29: 777a1-977c7)
- 【順正理論】 衆賢造玄奘譯『阿毘達磨順正理論』八十卷 (T1562.vol.29: 329a1-775c3)
- D Derge edition.
- P Peking edition.
- T 大正新脩大藏經 (大藏出版)

《二次資料》

西藏社科院貝叶經研究所

2014 「《阿毗達磨俱舍論》寫本推介」『西藏貝叶經研究』西藏自治区社會科學院：

99-142.

青原令知

2020 「衆賢『顕宗論』の本頌について」『龍谷紀要』42 (1) : 1-17.

2021 「『順正理論』における影像実有論証」『対法雑誌』2: 1-28.

小谷信千代・本庄良文

2004 「『俱舎論世品』本論・滴増疏訳注(二)」『神子上恵生教授頌寿記念論集：インド哲学佛教思想論集』(永田文昌堂) : 549-600.

加藤純章

1973 「『俱舎論』における kila (伝説) の語について」『中村遍曆記念インドの思想と仏教』: 323-343.

田中裕成

2021a 「新出俱舎論写本に見る毘婆沙師的改変」『印仏研』69 (2) : 901-896.

2021b 「新出梵文俱舎頌 (IV.3, V.27) と諸俱舎頌の関係」『対法雑誌』2: 31-60.

田端哲哉

1982 「順正理論における経主」『印仏研』31 (1) : 316-319.

林 五邦

1934 「阿毘達磨藏顕宗論」『国訳一切経印度撰述部：毘曇部 23』大東出版社

山口 益・舟橋一哉

1955 『俱舎論の原典解明：世間品』法蔵館

若原雄昭等

2003 「梵語仏教写本の文献学的研究」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』42: 28-50.

注

(1) 本頌番号は AKBh による。『顕宗論』は「序品第一」を有するため以降の品の序数が『俱舎論』『順正理論』とは異なり、該当本頌はそれぞれ「弁縁起品第四」「弁業品第五」に現われる(品名の相違は『順正理論』による)。したがって『顕宗論』ではそれぞれ IV-2 ~ 3、V-11 ~ 12 になるが、混乱を避けて AKBh を基準に表記する。

(2) 近年、田中裕成により興味深い研究成果が報告された。ポカラ宮所蔵の新出の俱舎論偽梵文写本に從來知られたものとは異なる本頌が含まれ、それが毘婆沙師に好都合な内容であり、『顕宗論』の改頌や真諦訳本頌にも対応が見られるというものである(田中 2021a・2021b 参照)。衆賢や毘婆沙師に近い改変本頌を含む文献が「俱舎論本頌」として伝承されていたこと自体が、従来の常識を覆すものである。西藏社科院貝叶经研究所 2014 の写本画像を見る限り、改変箇所欄外に従来の本頌と一致する語句が記されたものもあり、筆者も改変を認識していたことが分かり非常に興味深い。氏のさらなる成果が期待される

が、本稿と関連して気付いた点を指摘しておきたい。田中 2021: 34 では VIII-40 下の『順正理論』長行にある「形像色去來世等」(775b23) の文を「形色や過去・未来の世等」と解し、ボタラ宮写本の IV-3 と V-27 の増広改頌と関連付けておられるが、管見によれば玄奘が形色 (saṃsthāna-rūpa) を「形像色」と訳出した例は見いだせない。これは「形〔色〕と影像色と過去・未来世等」と解すべきである。「像色」がまさに本稿で扱う III-11 ~ 12 の議論を示す。細かい問題であり氏の卓見の価値を損なうものではないが、より慎重で厳密な検証を期待したい。

(3) 中有ならびに影像に関する先行研究の情報はすべて青原 2021 に譲る。このテーマに関して『顯宗論』に特化した先行研究は管見では見い出せない。

(4) (チベット訳)

[v.11] 'bru yi rgyun dang chos mthun phyir/ /srid pa chad las byung ba min/ /

gzugs brnyan ma grub phyir ba dang/ /mi 'dra'i phyir na dpe ma yin/ /

[v.12] gcig na lhan cig gnyis med phyit/ /rgyun min phyir gnyis las byung phyit/ /

mgur nas gsungs phyir yod dri za/ /lŋar gsungs 'gro mdo las kyang grub/ /

(AKK-T: D.7a6-7, P.7b2-3; AKBh-T: D.kul16b1-117b4, P.gul134b7-136a8).

(真諦訳)

[v.11] 似穀相續故 無間於後生 影非成實故 不等故非譬

[v.12] 共一處二無 無相續二生 由經乾闥婆 說五行經故 (『俱舍釈論』201b15-202a09).

両訳ともこの箇所に関しては、長行部分を含め大きな問題点は認められず、梵文とはほぼ同等の内容となっている。

(5) 『順正理論』470a04 (応理論師)、『顯宗論』834b19 (応理論者)。有部論書が引く応理論者 (\*Yuktavādin) の説は大抵の場合、正統説として評定される。青原 2021: 5-6 参照。

(6) 『俱舍論』44b27-c01. cf.AKBh:120.19-21.

(7) 『俱舍論』44c01-11. cf.AKBh:120.23-121.5.

(8) 『俱舍論』44c10-11; cf.AKBh:121.4-5.

(9) 『俱舍論』44c01-10. cf.AKBh:120.23-121.4.

(10) 『俱舍論』44c10-11; cf.AKBh:121.4-5.

(11) 4種の証因とは、(1) 鏡等と影像の色は所依の大種が異なるから同所に併存しない、(2) 岸に対面する二人の観測者から同じ水面上に異なる影像が見られる不合理、(3) 影に置かれた鏡に日光が映るとき同所に影と日光が併存するのは不合理、(4) 鏡と影像の月は距離が異なるのに同所にある不合理、である。

(12) 衆賢論書において世親が「経主」(sūtrakāra) と呼ばれることについては、田端 1982 参照。

(13) 世親が示す [2-1] [2-2] の根拠は世親自身が「影像という異なる別法が生起するということは成立しない。また、たとえ成立したとしても〔主題と〕一致



しないから例示にならない] (pratibimbaṃ nāmānyad evotpadyate dharmāntaram ity asiddham etat | siddhāv api ca satvām asāmyād anidarśanaṃ bhavati | AKBh: 120.20-21. 別色生説名爲像、其體實有理所不成。設成非等故不成喻【俱舍論】44b28-c01) と言うように、[2-1] で影像の実有を否定しながらも、実有である場合を想定して [2-2] を提示しているのである。

- (14) AKBh: 121.4-5. ato nāsty eva tat kirpīcī | sāmāgryās tu sa tasyās tādrśaḥ prabhāvo yat tathā darśanaṃ bhavati | acintyo hi dharmānām śaktibhedah | (だからその〔影像〕のいかなるものも存在しない。ただ、その相合にそれに類する勢力があってそのように見せているのである。諸法の機能の差異は不可思議だからである)。【俱舍論】44c10-11「故知諸像於理實無。然諸因緣和合勢力令如是見。以諸法性功能差別難可思議」。
- (15) 以下に示す本頌の試訳は、青原 2020: 17 (注 30) に記した訳から修正してあることをお断りしておく。当時は考察が不十分だったのが正直なところである。
- (16) 梵文は *vṛhisantānasādharṃyād avicchinabhavodbhavaḥ* | (AKK:81.35; AKBh:120.15) (穀物の相続に相似するから断絶した有は出現しない)。cf. AKK-T: D7a6; P7b2. 'bru yi rgyun dang chos mthun phyir// srid pa chad las bhuang ba min// (AKBh-T: D. ku116b1; P.gu134b7), 【俱舍釋論】201b15「似穀相續故 無間於後生」。
- (17) 「我許質依中間有物連續無斷、諸像方生故於其中亦無間斷。謂月・面等大種、恒時法爾能生清妙大種無間遍至、現對所依在所皆生似本像色。依若清澈像顯易知、依若龜微像隱難了。雖二中間亦有像色、由清妙故在依方顯。如日光等。雖復遍生在壁等依方現可見。(中略) 不可引爲遮中有喻」(『顯宗論』834c10-21)
- (18) 上記引用冒頭の「我許質依中間有物連續無斷、諸像方生故於其中亦無間斷」の部分は、『順正理論』の該當箇所では前文から繋がる理由句であり「非像理成便能顯立撥無中有者色間斷生像。許質與依中間有物連續無斷而生像故」(473a14-16) とある(下線部が対応)。前後の文脈が相違する部分を『顯宗論』では表現を変えて補正しているのである。
- (19) 「然經主等一類諸師許像不成故非譬者、彼說非理。像非不成。對別現生如是像故。猶如此像本質所依」(『顯宗論』834c21-24)
- (20) 「故對法者成作是言。於鏡等中別有像色、大造和合差別爲體。對別現生如是像故。猶如此像本質所依」(『順正理論』472b09-11)。cf. TA: D342b4-5, P20a2-3.
- (21) 【順正理論】472b11-23, 【顯宗論】834c24-835a05. 青原 2021: 20-21 参照。
- (22) 上述のように、世親は影像の実有を否定しているが、影像喩の不成立を説く際には一旦影像の実有を容認している(注 12 参照)。したがって厳密には世親は「影像が不成立だから喩例ではない」と主張する者には該当しない。むしろ經主とともに言及される大徳暹摩らを想定しているようでもある。
- (23) 【顯宗論】835a05-14「復如何知像體實有?。[1] 由像不越實有相故。謂若不越眼等識境、皆是實有。後當成立。像既可見故知實有 (= 『順正理論』472b23-

- 25)。[2] 又像有時而可得故。此若無者、應一切時定不可得或當可得。若謂「有時不可得由所持緣合不合」者、是則應知餘有爲法於緣合位實有義成 (= 『順正理論』 472b25-28)。[3] 又像能遮餘色生故。謂像能礙餘像色生。於自所居障餘生故 (= 『順正理論』 472c02-03)。[4] 又無分別識所緣故。謂五識身所緣境界實有極成、然像既通眼識所得、故知實有 (= 『順正理論』 472b28-c01)」。cf. TA: D342b6-a2, P20a4-8. TA には上記がすべて引かれている。4つの順序は『順正理論』の方に対応するが、チベット訳文に混乱があり理解しづらい。
- (24) 「若法隨具如前相者、當知彼法實有極成。此像既然故知實有」(『顯宗論』 835a14-15、『順正理論』 472c03-04)。
- (25) 「然經主等立像無因」(『顯宗論』 835a15-16)
- (26) 梵文では理由句である。sahaikatra dvayābhāvāt (AKK:81.37; AKBh: 120.22) . cf. AKK-T: D7a6-7; P7b2. gcig na lhan cig gnyis med hyir// (AKBh-T: D.ku116b3; P.gu134b7) , 『俱舍釈論』 201b24 「共一處二無」。
- (27) 『顯宗論』 835a24-25。
- (28) 『顯宗論』 835b27-29。
- (29) 『順正理論』はそれぞれ「今謂彼因不能遣像故、不能解破中有難。且彼所說『以一處所無二故』者其理不然。同處壁光俱可取故」(『順正理論』 470b02-05)、「又彼所說『見像及依處各別故非造色』者。理亦不然。空界月像同依水等而發生故」(『順正理論』 471c10-12)。
- (30) 『順正理論』の対論者である大德暹摩の説では、鏡でなく水に映る月の影像を想定しており(『順正理論』 470c23-26)、それに対する衆賢の反論も水面として扱っている(『順正理論』 471c10-19)。『顯宗論』はその文言を流用しつつ、世親説に合わせて「水」を「鏡」に置き換えている。
- (31) 国訳(林 1937: 245)は「光り二像を生ずるに非らず」と後半に繋げて読むが、意味が理解できない。
- (32) 「言『影與光未嘗\* 同處。然曾見鏡懸置影中、光像顯然現於鏡』者、此亦非理。非所許故。謂懸二鏡置影光中、所現二像非實光影。色彼觸不可得故」(『顯宗論』 835b18-2i)。  
\* 「嘗」は T に「常」とあるが三本・聖本に従って訂正する。
- (33) 梵文 asāmyāc cānīdarśanam (AKBh: 120.19), asantānād dvayodayāt (AKBh: 121.7, 19). 後者は理由句である。cf. AKK-T: D7a6; P7b3. mi 'dri'i phyir na dpe ma yin// (AKBh-T: D.ku116b3; P.gu134b7), 『俱舍釈論』 201b24 「不等故非譬」、AKK-T: D7a7; P7b3. rgyun min phyir gnyis las byung phyir// (AKBh-T: D.ku117a1; P.gu134b7), 『俱舍釈論』 201b12, 19 「無相續二生」。
- (34) 『順正理論』 [2-2-2] (473a26-b15)、『顯宗論』 [2-4-J] (836b13-c01)。両者全文一致する。なお、ここでは「非像無故爲喩不成」(473a26/836b13)と述べ、影像喩不成立の根拠を「影像は無でないから」とし、本頌の「主題と一致しないから」(不等故 asāmyāt)とは異なるが、實質的に主題との不一致を説いている。

- (35) 『俱舍論』 [2-2] (44c12-22, AKBh: 121.6-16)。衆賢は世親とほぼ共通した主張をするが、より詳しく説明している。特に (4) では、相続に関わる意味で、殺物喩こそが主題と一致する喩例 (同法喩) であると、自説を援用している (『順正理論』 473b07-09 『顯宗論』 836b23-24)。
- (36) 「又聖教説中有有故」 (『順正理論』 475a25-25)、「又何經證中有非無？」 (『順正理論』 475c23)。
- (37) 「非汝不許故此便無。謂無定因可爲誠證。汝不許者其體皆無」 (『順正理論』 475b02-03)。
- (38) 『顯宗論』 837b04-06 「若謂於彼有天命中。理必不然。無聖言故。謂於餘部亦無契經説有中天唯憑自執」 (= 『順正理論』 475c23-476a1)。
- (39) 『俱舍論』 にも同様の議論が見られる (AKBh122.6-7) が、立場が全く異なる。世親は「中と呼ばれる天があるなら生等という天もあることになる」と過失を指摘するのみである。
- (40) 諸註釈は次のように説明している。kaṅthokteś cāsūti svaśabdābhīdhānād ity arthaḥ (SA: 270.9-10), mḡur nas gsungs phyir zhes bya ba ni nyid kyī gsung gis gsungs pa'i phyir ro zhes bya ba'i don do (TA: D344a1, P21a8-b1; LA: D273b4-5, P321b5)。山口・舟橋 1955: 93 は svaśabdābhīdhānāt を「『中有』という」自の音声によって詮表せられたのであるから」、小谷・本庄 2004: 581 は「『世尊』自らの言葉で説かれているから」と訳し、解釈が異なる。kaṅṭha (喉) の原義からすれば後者は妥当とも思える。しかし、この本頌によって引かれる『七有經』は、「中有」(antarābhava) の語が直接經文に見いだされる数少ない教証である。それを考慮すれば、山口・舟橋訳を支持したい。
- (41) 周知のように kila (伝説) の語が世親の不信感を表明したものであるが、この語以外の表現でも不信感を表わすと思われる本頌も存在する。加藤 1973: 337 参照。
- (42) なお、この改変例は v.12 に含まれることから、青原 2020 では III-11 ~ 12 でまとめて 1例として数えたが、改変意図が異なるので、別にカウントすべきかもしれない。

キーワード：衆賢、顯宗論、順正理論、俱舍論本頌、影像、中有